

## 【オーストラリア】オーストラリア首都特別地域水管理法改正法の成立

前専門調査員 海外立法情報調査室主任 武田 美智代

(海外立法情報調査室在籍時に執筆)

\* 水資源管理を連邦政府から首都特別地域に移管する「2013 年オーストラリア首都特別地域水管理法改正法案」は、第 44 議会期冒頭の 2013 年 11 月 13 日に上院に提出された後、同年 12 月 11 日に両院を通過、12 月 17 日、連邦総督の裁可を得た。

### 1 オーストラリアの水資源管理

地球上の大陸の中で南極を除き最も乾燥していると言われるオーストラリアでは、水政策が重要な国政課題の 1 つとなっている。水資源の管理・利用は、各州政府の権限に属するものの（注 1）、河川の流域が複数の州にわたること、水質、環境対応等、全国的な基準の統一が必要な側面もあることから、連邦政府も水の管理に関与している。保守連合政権（自由党と国民党の連合政権）下の 2004 年、オーストラリア政府間評議会（Council of Australian Governments: COAG）（注 2）は国家水イニシアチブ（National Water Initiative）を策定し、連邦レベルで地表水・地下水の持続的管理を達成するための総合戦略を定めた。また、同イニシアチブ実施のための連邦政府の機関として国家水委員会（National Water Commission: NWC）が同年設置された。

オーストラリアの水資源管理で重要な地域が、農業総生産の約 4 割を産出しているマレー・ダーリング川流域（Murray-Darling Basin: 以下「MDB」）である。オーストラリア南東部を流れる 2 大河川（マレー川及びダーリング川）の名称に由来するこの地域は、オーストラリア首都特別地域（ACT）、ニューサウスウェールズ（NSW）州、ビクトリア（VIC）州、南オーストラリア（SA）州、クイーンズランド（QLD）州にわたるオーストラリア最大の灌漑農業地帯で、その面積は国土の約 14%を占める。MDB の水資源管理は、1987 年連邦政府及び関係州（NSW 州、VIC 州及び SA 州）との間で締結された MDB 協定と、それに基づく実施機関としてのマレー・ダーリング川流域委員会（Murray-Darling Basin Commission: 以下「MDB 委員会」）の設置に始まり、その後 QLD 州及び ACT が MDB 協定に加わった（注 3）。連邦政府の水政策の中でも、この流域の水資源管理は、重要な課題となっている。

2007 年 1 月、ハワード首相（当時）は国家水保障計画（National Plan for Water Security）を発表し、全国的な水資源管理のため 10 年間に総額 100 億豪ドルを投資するとした。同計画では、MDB の管理権限を連邦政府に専属させ、水資源管理に関する連邦権限の拡大を図り、同年 9 月には 2007 年水法（Water Act 2007）が成立した。同法では、連邦の独立機関としてマレー・ダーリング川流域計画（以下「MDB 計画」）（注 4）の策定を担当するマレー・ダーリング川流域庁（Murray-Darling Basin Authority: MDBA）の設置を定めた。MDBA は、MDB の水資源計画を監督する単一の機関で、さらに 2008 年の水改正法により、前述の MDB 委員会の権限を付与された。MDB の水資源管理を

中心とする近年の連邦政府の主な政策動向は、表のとおりである。

【表】水資源管理をめぐる連邦政府の動向

政権党	年月	概要
保守連合 (自由党・国民党の連合政権)	2004.6	オーストラリア政府間評議会 (COAG) で「国家水イニシアチブ」 (National Water Initiative) 策定
	2004.12	国家水イニシアチブを実施する連邦政府の独立機関として、国家水委員会 (National Water Commission) 設置
	2007.1	ハワード首相、今後 10 年間に総額 100 億豪ドルを投資し、全国の水資源管理の抜本的改善を図ることを目的とする国家水保障計画 (National Plan for Water Security) を発表
	2007.9	2007 年水法 (Water Act 2007) 成立。施行は 2008 年 3 月。連邦政府機関であるマレー・ダーリング川流域庁 (MDBA) を設置し、水資源管理に関する州政府権限の移譲を定める。
労働党	2008.4	ペニー・ウォン連邦気候変動・水資源相、「将来のための水資源 (Water for the Future)」計画公表。今後 10 年で総額 129 億豪ドルの連邦政府資金を拠出
	2008.7	マレー・ダーリング川流域改革に関する連邦及び関係州との政府間協定締結
	2008.12	2008 年水改正法 (Water Amendment Act 2008) 成立。MDB 委員会の機能を MDBA に移管
	2011.11	MDBA、公開協議のためのマレー・ダーリング川流域計画草案発表。人による水の利用を制限し、水資源の回復を図るのが目標
	2012.11	2012 年マレー・ダーリング川流域計画、連邦議会で採択
	2013.5	2013 年オーストラリア首都特別地域 (ACT) 水管理改正法案、下院に提出
	2013.6	マレー・ダーリング川流域の水資源改革実施に関する連邦及び関係州等との新たな政府間協定発効
保守連合 (自由党・国民党の連合政権)	2013.12	2013 年オーストラリア首都特別地域 (ACT) 水管理法改正法成立

出典：Moiria Coombs and Leah Ferris, “Australian Capital Territory Water Management Legislation Amendment Bill 2013,” *Bills Digest*, Parliamentary Library, 27 November 2013, p.2. <[http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/billsdgs/2865095/upload\\_binary/2865095.pdf;fileType=application%2Fpdf#search=%22legislation/billsdgs/2865095%22](http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/billsdgs/2865095/upload_binary/2865095.pdf;fileType=application%2Fpdf#search=%22legislation/billsdgs/2865095%22)>; 三石真也「オーストラリアにおける水事情」『ダム技術』

No.285 (2010.6) pp.26-40 等を参照して筆者作成

## 2 法案提出の背景

本稿で取り上げる「2013年オーストラリア首都特別地域水管理法改正法」(Australian Capital Territory Water Management Legislation Amendment Act 2013: 以下「2013年法」)は、MDBの水資源管理をめぐるACT政府の管轄を明確化したものといえる。2013年法とほぼ同趣旨の法案は、労働党政権下の第42議会期及び第43議会期にも提出された。第42議会期提出時の法案の名称は、「2009年オーストラリア首都特別地域及び他の法律(水管理)改正法案」(Australian Capital Territory and Other Legislation Amendment(Water Management) Bill 2009: 以下「2009年法案」)で、「1988年オーストラリア首都特別地域(計画及び土地管理)法(Australian Capital Territory (Planning and Land Management) Act 1988: 以下「PALM法」)、「1974年キャンベラ水供給(グーゴンドラム)法(Canberra Water Supply(Googong Dam) Act 1974: 以下「グーゴンドラム法」)、2007年水法ほか2件(注5)の計5件の法改正を求める内容となっている。その主な目的は、2013年法と同様、各法の改正により、ACT域内の全ての取水の計画・管理を連邦からACT政府に移管すること、MDBにおける連邦の水利用(特に国防施設での利用)はMDB計画を考慮に入れること等であった。法案は、2009年11月19日に下院に提出されたが、実質的な審議が行われないうまま、下院が解散されたため廃案となった。

一方、第43議会期の2013年5月30日に下院に提出された法案の名称及び内容は、第44議会期に提出され成立した2013年法と同様であるが(注6)、2009年法案と異なり、PALM法、2007年水法及びグーゴンドラム法の3法の改正を求める内容となっている。法改正の目的は、MDB計画の下で、ACT政府に同地域の水資源管理を認めることにある。度重なる法案提出の背景には、ACT域内の水供給源の管理をめぐる連邦政府とACT政府の権限争いがあった。(注7)

なお、ACT域内の主要な水源は、ベンドラ、コリン、コッター及びグーゴンの4つのダムである。このうちグーゴンドラムを除く3つのダムは、いずれもACT域内のコッター川に建設されているが、グーゴンドラムはNSW州内の連邦が管理する土地に建設されており、同ダムの水はACTの利用に供されているものの、その土地の所有権についてはACTが自治政府として認められた1989年以来、議論のあるところであった。同ダムをめぐるACT及び連邦政府の間の交渉は2007年の連邦議会選挙後に始まり、2008年9月合意に達した。それは、連邦政府がACTに対して同ダムを150年にわたって貸与するもので、その条件の1つが、グーゴンドラムのあるケャンビヤン川地域(NSW州の一部)に対し、同ダムからの水供給を保証するというものであった。2013年法の成立は、この取決めと矛盾するものではない。

## 3 法律の内容

2013年法は、ACT域内の日々の水資源管理に責任を有する政府レベルを定めることによってMDB資源の管理を改善する1つの段階といえる。PALM法の規定により、ACT域内の国の土地(連邦政府のために、又は連邦政府により使用される特定の土地)

の水資源管理は連邦政府の管轄である一方、他の ACT 域内の水資源管理は、ACT 政府が担っている。2013 年法は、PALM 法の改正によって、この二重の管理を解消し、ACT 政府に域内の全ての取水管理の権限を与えることで、MDB をめぐる連邦と ACT の取決めを合理化するものである。またグーゴンダム法の改正は、ACT 水資源法の下で ACT 政府による同ダムの地表水の全面的管理を可能にし、同時に行われた 2007 年水法の改正によって、グーゴンダム地域の水資源は、ACT が担当する水資源計画の下に置かれることとなった。2012 年に連邦議会で採択された MDB 計画の下で、ACT は、域内全ての水資源に加えて、グーゴンダムの水資源計画の準備を求められていたため、2013 年法の成立は、MDB 計画の実施を促進することにもなった。今回の法整備は、ACT 政府が域内の水資源を監督し、MDB 計画実施の義務を果たす上で重要な意味を持つ。その一方、MDB の水資源管理に関与する全ての州等の合意なしに MDB 計画が実効性を有することは困難であるが、2013 年 6 月の政府間協定に難色を示していた NSW 州及び QLD 州が 2014 年 2 月に署名し、一定の進展が見られた。

注(インターネット情報は 2014 年 3 月 17 日現在である。)

- (1) 連邦憲法第 100 条は、連邦は州又はその住民が管理又は灌漑のために河川を合理的に使用する権利を制限してはならないと規定している。
- (2) 連邦と州、準州、特別地域及び地方自治体の 3 層の政府間で調整を必要とする国の政策課題に各政府が協力して対処するための協議機関。連邦首相、各州首相、北部準州と首都特別地域の首席大臣、地方自治体協会会長で構成され、年 1 回以上は会合を持つことになっている。
- (3) “The Water Act.” マレー・ダーリング川流域庁のウェブサイト<<http://www.mdba.gov.au/about-mdba/governance/murray-darling-basin-agreement>>
- (4) 2007 年水法の規定により、MDB の水資源の統合的かつ持続可能な管理のため、MDBA によるマレー・ダーリング川流域計画の策定が求められていた。同計画は、2011 年 11 月に計画草案が公表され、20 週間の公示期間に地域住民の意見を聴いた上で 2012 年 9 月に法案を提出し、同年 11 月に成立した。
- (5) 他の 2 件は、「2008 年水改正法」(Water Amendment Act 2008) 及び「1974 年取引慣行法」(Trade Practices Act 1974) である。
- (6) 第 43 議会期提出の法案の名称は Australian Capital Territory Water Management Legislation Amendment Bill 2013 である。2013 年法と前記法案の内容で実質的に異なるのは、施行に関する規定のみである。Moira Coombs and Leah Ferris, “Australian Capital Territory Water Management Legislation Amendment Bill 2013,” *Bills Digest*, Parliamentary Library, 27 November 2013, p.2. <[http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/billsdgs/2865095/upload\\_binary/2865095.pdf;fileType=application%2Fpdf#search=%22legislation/billsdgs/2865095%22](http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/billsdgs/2865095/upload_binary/2865095.pdf;fileType=application%2Fpdf#search=%22legislation/billsdgs/2865095%22)>
- (7) 以下の説明は、主として次の資料による。 *ibid.*, pp.3-4.; Bill McCormick and Paula Pyburne, “Australian Capital Territory and Other Legislation Amendment (Water Management) Bill 2009,” *Bills Digest*, Parliamentary Library, 1 December 2009, pp.2-8. <[http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/billsdgs/QUCV6/upload\\_binary/qucv60.pdf;fileType=application%2Fpdf#search=%22legislation/billsdgs/QUCV6%22](http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/billsdgs/QUCV6/upload_binary/qucv60.pdf;fileType=application%2Fpdf#search=%22legislation/billsdgs/QUCV6%22)>